

年金機構けんぽからのお知らせ(第 281 号) 2. 7. 17

健康保険限度額適用認定証の更新等について

「健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額適用認定証」といいます。)は、医療費が高額となった場合、被保険者証とあわせて医療機関等に提示することにより、窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。この限度額適用認定証の更新等についてお知らせします。

1 現在交付している限度額認定証について

現在交付している限度額適用認定証の有効期限は、令和 2 年 8 月 31 日までとなっています。**有効期限経過後、速やかに健康保険組合へ返却をお願いします。**8 月 31 日まで利用の予定がない場合は、有効期限前であってもご返却ください。

紛失等によりご返却いただけない場合は、「健康保険限度額適用認定証滅失届」に必要な事項を記入押印のうえ提出してください。

2 限度額認定証の更新を希望される方の申請方法

8 月 31 日を超えて利用される場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」または「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要な事項を記入押印のうえ、**8 月 17 日(月)までに**健康保険組合へ申請願います。

【申請方法】

令和 2 年度(平成 31(令和元)年分所得)の市区町村民税の課税の有無により、申請書が異なります。

- ① 市区町村民税が**課税**の方 → 「健康保険限度額適用認定申請書」
 - ・ 8 月下旬頃に申請書に記載された送付先にお送りします。
 - ・ 70 歳以上の方は「健康保険高齢受給者証」を発行しますので更新申請は不要です。ただし、標準報酬月額が 28 万円～79 万円で、現役並み所得に該当する場合は、申請が必要です。
- ② 市区町村民税が**非課税**の方 → 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」
 - ・ 被保険者の非課税証明書(令和 2 年度(平成 31(令和元)年分所得))の添付、もしくは申請書に市区町村長からの非課税証明を受けてください。
 - ・ 令和 2 年 8 月 1 日より適用区分が変更となるため、旧限度額適用認定証を添えて速やかに申請願います。
 - ・ 受付次第、随時、申請書に記載された送付先にお送りします。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話：03-5336-0313